平成２２年（フ）第１９５号
富山県氷見市早借1342番地１
債務者　花崎　　博
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６５号
福井県敦賀市山91号３番地の16
債務者　渡邉　廣一
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第６６号
福井県敦賀市山91号３番地の16
債務者　渡邉千鶴子
１　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４０１号
岐阜市六条江東１丁目２番24―205号　ロイヤルハイツワコー２
債務者　有吉　隆憲
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３３号
岐阜県各務原市蘇原青雲町２丁目６番地１　こもれび邑Ｃ
債務者　坂尾組こと　坂尾　英治
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２３号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺1503番地　レオパレスＳＨＩＮＤＥＮ101号室
債務者　三輪圭一郎
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４３号
岐阜県羽島郡笠松町長池257番地の１
債務者　加藤　宏峰
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６７６号
岐阜市芋島４丁目31番14号　サンライズＡ棟202号室
債務者　篠木　成人
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６７７号
岐阜市芋島４丁目31番14号　サンライズＡ棟202号室
債務者　篠木久美子
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８８号
岐阜市茜部菱野２丁目128番地１　サンハイツ11　302号室
債務者　服部　悦子
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９０号
岐阜県各務原市蘇原六軒町４丁目10番地７　ナビタウン一番館1105
債務者　林　　妙子（旧姓大原）
１　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７４号
愛知県北名古屋市井瀬木五反地32番地１
債務者　ＭＫ設備．ｃｏｍこと　森田　將平
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０７１号
愛知県弥富市鯏浦町浦六60番地４
債務者　鈴木　弘志
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０７２号
愛知県弥富市鯏浦町浦六60番地４
債務者　鈴木　節子
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９８号
名古屋市北区大野町１丁目１番地の３　アーバンラフレ志賀３棟604号
債務者　辻利恵こと　吳　　利恵
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１３号
名古屋市中区千代田５丁目17番18号　アーデン鶴舞203号
債務者　加藤さおり
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４５号
名古屋市中川区富川町５丁目２番地の７　プレスイン篠原橋６―Ａ号
債務者　佐々木誠子
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部